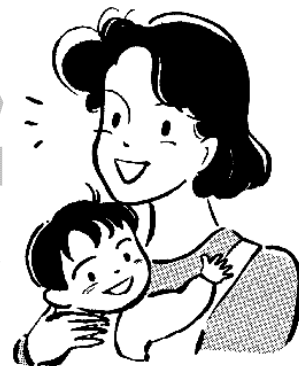


原発問題、賠償・裁判など学習懇談会



裁判を通じて求めていること

- ① 特に子どもの健康を維持するための施策を確立すること。
- ② 特に子どもが発病した場合には原因論争に終始せず、安心して治療が受けられるようにすること。
- ③ 放射線量を3.11以前戻すために東電と政府の責任で推進すること。
- ④ 県内の10基の原発は全て廃止すること。
- ⑤ いわれなき偏見による差別を出さないように放射能についての学校教育社会教育を推進すること。

損害賠償

- ① 事故直後の40日間の慰謝料として25万円。
- ② 元の自然放射線量に戻るまで、月々大人3万円・子ども8万円。

福島原発被害弁護団 鳥飼康二弁護士がお話をします

代々木総合法律事務所 <東京都渋谷区>

とき

9月21日(日)午後4時から

ところ

下平窪公民館



いわき市平下平窪3丁目15-3 電話23-4985

- ★ 原発事故から3年半、被害の甚大さと事故の責任はどうか？
- ★ いわき訴訟は、第6回の裁判(7/23)まで進行しました。論点と今後の見通しは？
- ★ もっと大きな原告団をつくる課題について。
- ★ 公正な裁判を求める署名運動について。

どなたでも参加できます
問い合わせにお出かけください

《このチラシについての問い合わせ先》 半沢紘 22-4693まで

原発事故の完全賠償をさせる会 / 元の生活をかせせ・原発被害いわき市民訴訟原告団
いわき市内郷御厩町三丁目101 いわき教育会館内 / TEL27-3322 FAX68-6771